

令和5年第4回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年2月6日(月)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和5年第1回白井市議会定例会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 松丸 健一
総務課長 高山 博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。年明けだと思いましたが、もう3月議会に関わる議会運営委員会ということで、私たちの任期もこの議会という区切りの議会でございます。予算等、重要な課題が含まれておりますので、議会運営委員会のほうとしても、速やかに審議を進めていきたいと思っております。どうか御協力のほどお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和5年第1回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

第1回市議会定例会は、2月の13日月曜日、午前10時に招集をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

市から提案いたします議案は、政治倫理審査会委員の委嘱について人事案件が6件、白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が7件、白井市道路線の廃止及び認定に関する案件が1件、令和4年度一般会計ほか3会計の補正予算に関する案件が4件、令和5年度一般会計ほか5会計の当初予算に関する案件が6件の合わせて24議案になります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は8名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第4回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和5年第1回白井市議会定例会について。

①提案予定の議案等についてを議題とします。

執行部より、今定例会に提案を予定されている議案の内容について、説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 改めまして、おはようございます。それでは、令和5年第1回市議会定

例会に提案を予定しております概要について御説明をいたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思ひます。

議案第1号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課となります。

政治倫理審査会委員である荒井弘毅氏の任期が令和5年4月22日で満了となるため、新たに森中祐治氏を委嘱したいので、白井市政治倫理条例の規定により議会の承認を求めるものです。

お住まいは市川市、生年月日は昭和37年3月18日です。

続きまして、議案第2号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課となります。

政治倫理審査会委員である古田譲氏の任期が令和5年4月22日で満了となるため、新たに湯浅洋一氏を委嘱したいので、白井市政治倫理条例の規定により議会の承認を求めるものです。

お住まいは白井市根、生年月日は昭和28年1月21日です。

続きまして、議案第3号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課となります。

政治倫理審査会委員である高倉聡子氏の任期が令和5年4月22日で満了となるため、新たに富田絵津子氏を委嘱したいので、白井市政治倫理条例の規定により議会の承認を求めるものです。

お住まいは佐倉市で、生年月日は昭和46年11月4日です。

続きまして、議案第4号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課となります。

政治倫理審査会委員である三浦永司氏の任期が令和5年4月22日で満了となるため、三浦永司氏を再任したいので、白井市政治倫理条例の規定により議会の承認を求めるものです。

お住まいは白井市桜台2丁目、生年月日は昭和24年9月8日です。

続きまして、議案第5号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課となります。

政治倫理審査会委員である飯嶋孝明氏の任期が令和5年4月22日で満了となるため、飯嶋孝明氏を再任したいので、白井市政治倫理条例の規定により議会の承認を求めるものです。

お住まいは松戸市、生年月日は昭和52年2月11日です。

続きまして、議案第6号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課となります。

政治倫理審査会委員である八木美子氏の任期が令和5年4月22日で満了となるため、八木美子氏を再任したいので、白井市政治倫理条例の規定により議会の承認を求めるものです。

す。

お住まいは白井市桜台2丁目、生年月日は昭和25年7月28日です。

続きまして、議案第7号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

白井市行政組織の再編に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、組織の再編に合わせて、企画財政部の事務分掌である「行政改革に関すること」を総務部に移行するものです。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は都市計画課、保育課、教育支援課、総務課となります。

附属機関の新設及び廃止並びに附属機関への部会の設置のため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会を設置するもの。白井市学童保育所運營業務委託業者選定審査会及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会を廃止するもの。白井市都市計画審議会に部会の設置等に関する規定を整備するものです。

施行期日は、令和5年4月1日を予定しております。

議案第9号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課、財政課となります。

建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴い、手数料の金額及び区分を変更するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料及び一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定手数料について、大規模の修繕及び模様替えも対象となったことに伴い、手数料の区分を改正するものです。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能認定申請手数料について、住戸単位での認定が廃止されるとともに、複合建築物においては住宅部分全体及び非住宅部分全体での認定が可能になったことに伴い、手数料区分及び金額を改定するものです。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

議案第10号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課となります。

厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、安全計画の策定等を義務づけるもの。自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を義務づけるもの。保育所等に他の社会福祉施設を併設するとき、利用児童の

保育に支障のない限りにおいて、保育所等の特有の設備の供用及び専従の人員の兼務を可能とするもの。親権者の懲戒権に係る規定を削除するもの。感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施について規定するものです。

施行期日は令和5年4月1日ほかを予定しております。

続きまして、議案第11号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課となります。

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、親権者の懲戒権に係る規定を削除するものです。

施行期日は、公布の日を予定しております。

続きまして、議案第12号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課となります。

厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、安全計画の策定等を義務づけるもの。自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を義務づけるもの。業務継続計画の策定等について規定するもの。感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施について規定するものです。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

議案第13号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課となります。

池の上一丁目地区の地区整備計画を都市計画決定したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、池の上一丁目地区の用途地域、高度地区及び地区整備計画の変更について都市計画決定をしたことに伴い、建築物の用途の制限並びに容積率、建ぺい率及び建築物の高さの最高限度について、不要になった規定を削除するものです。

施行期日は、公布の日を予定しております。

議案第14号 白井市道路線の認定及び廃止について。所管課は道路課となります。

市道路線を認定及び廃止するものです。

認定対象路線は、市道15-003号線ほか、82路線となっております。

廃止対象路線は、市道15-003号線。1路線を分割して新たに4路線として認定するため一旦廃止をするものです。

続きまして、議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第12号）。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億7,611万8,000円とするものです。

主な補正内容は、事業の終了や中止に伴う事業費の確定、入札差金の発生による不用額の確定等、予算整理を目的として歳出予算を減額するもの。

高校生医療費の助成を引き続き令和5年度に実施するに当たり、事業の一部に令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用できる見込みであることから、令和5年度の事業費を計上した上で、繰越明許費を補正するものです。

令和5年度に実施を予定していた道路維持修繕事業（道路修繕工事）について、国の令和4年度第2次補正予算で防災・安全社会資本整備交付金が追加採択され、事業を前倒して実施することから、令和4年度から事業を実施するための予算を計上した上で、繰越明許費を追加するとともに、地方債の借入限度額を増額するものです。

令和5年度に実施を予定していた中学校施設改修等事業（白井中学校・大山口中学校・南山中学校柔剣道場改修工事監理委託及び改修工事）について、国の令和4年度第2次補正予算で学校施設環境改善交付金が追加採択され、事業を前倒して実施することから、令和4年度から事業を実施するための予算を計上した上で、繰越明許費を追加するとともに、地方債の借入限度額を増額するものです。

続きまして、議案第16号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第4号）。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,967万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,061万9,000円とするものです。

主な補正内容は、葬祭費について、支給見込額が当初予算額を上回る見込みとなったことから、所要額を計上するもの。特定保健指導に係る委託料のうち、令和3年度からの継続分について、保健指導が終了したため、執行残額を減額するもの。国民健康保険特別会計事業勘定財政調整基金に、令和3年度からの繰越金の一部を積み立てるもの。令和3年度に国から交付された国民健康保険災害臨時特例補助金のうち、東日本大震災減免分及び新型コロナウイルス感染症対応分について、事業実績等により返還金が生じたため、所要額を計上するものです。

続きまして、議案第17号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）。所管課は高齢者福祉課となります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,321万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,259万5,000円とするものです。

主な補正内容は、保険給付費のうち、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス費等の利用が当初の見込みを下回ったことから、所要額を減額するもの。地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費の利用者が当社の見込みを下回ったことから、所要額を減額するものです。

続きまして、議案第18号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,334万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,640万1,000円とするものです。

主な補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金について、後期高齢者医療保険料の収入見込額が増額したこと及び保険基盤安定負担金の交付額が決定したことに伴い、所要額を計上するもの。前年度の白井市後期高齢者医療特別会計の実質収支及び後期高齢者医療保険料が確定したことに伴い、一般会計からの事務費繰入金の一部を返還するため、所要額を計上するものです。

続きまして、議案第19号以下につきましては、令和5年度の当初予算の説明になりますが、かなりのボリュームになりますので、この場では、予算規模とその前年度比の説明をさせていただきますと思います。

議案第19号 令和5年度白井市一般会計予算。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額は213億1,290万8,000円で、前年度比8億4,106万7,000円の増、率にして4.1%の増となります。

議案第20号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額は60億8,340万6,000円で、前年度比マイナス4,751万8,000円、率にして0.8%の減となっております。

議案第21号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定予算。所管課は高齢者福祉課となります。

歳入歳出予算の総額は44億2,143万8,000円で、前年度比9,352万1,000円の増、率にして2.2%の増となっております。

議案第22号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計予算。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額は9億3,051万4,000円で、前年度比1,793万円の増、率にして2.0%の増となっております。

議案第23号 令和5年度白井市水道事業会計予算。所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出の総額は6億3,541万5,000円で、前年度比1,399万9,000円の増、率にして2.2%の増となっております。

資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予算額は5,944万6,000円で、前年度比マイナス1,226万8,000円、率にいたしまして17.1%の減となっております。

資本的支出予算は1億484万1,000円で、前年度比マイナス266万7,000円、率にいたしまして2.5%の減となっております。

最後になります。議案第24号 令和5年度白井市下水道会計予算。所管課は上下水道課

となります。

収益的収入及び支出の予算額は14億7,127万4,000円で、前年度比マイナス706万9,000円、率にいたしまして0.5%の減となっております。

資本的収入及び支出のうち、資本的収入予算は2億318万9,000円で、前年度比マイナス1億4,183万5,000円、率にいたしまして41.1%の減。

資本的支出の予算額は3億2,344万7,000円で、前年度比マイナス1億2,091万4,000円、率にいたしまして27.2%の減となっております。

以上が令和5年第1回市議会定例会に提案を予定しております議案の概要になります。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長 それでは、委員会の冒頭に出席議員は8名という報告をさせていただきましたが、先ほどから9名になっておりますので、報告をさせていただきます。

以上で高山総務課長の説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、執行部は退席願います。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、請願、陳情、一般質問について御説明をさせていただきます。

まず請願から説明させていただきますので、請願受理一覧表をお開きいただきたいと思います。

今定例会に提出されました請願につきましては、1件でございます。経緯の説明をさせていただきます。

1件目、受理番号第1号、令和5年2月1日受理。件名は加齢性難聴者の補聴器購入に資金助成を求める請願書。請願者につきましては、根本敦子さんほか1名。代表の方の御住所は白井市富士154-16でございます。紹介議員は徳本光香議員でございます。

請願事項につきましては1件で、読み上げます。

加齢による難聴者の補聴器購入に対する白井市の補助制度をつくってくださるよう白井市長に要請してくださいでございます。

次に、陳情のほうの御説明にまいりますので、陳情受理一覧表のほうをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

陳情につきましては、お手元に配付のとおり、市外から1件提出されております。

受理番号は第7号、令和4年12月23日受理。件名は、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。陳情者は

コドソラ代表、与那城千恵美さん。住所は沖縄県宜野湾市喜友名1-20-11でございます。
陳情事項は3項目でございます。読み上げます。

1、学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。

2、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと。

3点目として、普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出していただくようお願いいたしますという内容でございます。

続きまして、一般質問に参ります。一般質問の通告書を御覧いただきたいと思います。
よろしいですか。

1枚めくっていただきまして、左側のページを御覧いただきたいと思います。今回、14名の議員さんから19項目の通告を頂いているところでございます。

説明は以上になります。

○伊藤委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

徳本委員。

○徳本委員 資料の題名に間違いがあるのだけ確認を。021-2の請願第1号、原本が、データ名が75歳以上の医療費負担1割の請願となっているのですが、内容は補聴器補助なのですけれども。判こが押してある原本の資料のデータ名が過去の請願のものだと思います。

○永井議会事務局長 失礼しました。そのものではなくて。

○徳本委員 そうです。データの題名が。

○永井議会事務局長 データの題名ですね。失礼いたしました。

○伊藤委員長 タイトルのほうということで、i P a dに、元データの名称付けが少し違っていったようなので、それは事務局のほうで訂正願います。

○永井議会事務局長 はい、訂正させていただきます。

○伊藤委員長 ほか、何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、次に、議長より、議案の付託委員会について説明を願います。

○岩田議長 請願第1号については、付託先を教育福祉常任委員会をお願いしたいと思います。それから陳情第7号については、市外からの陳情となりますので、先例どおり議長報告にしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

ただいま議長より説明のありました議案付託委員会について、御意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

請願第1号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、請願第1号は教育福祉常任委員会に付託することに決定しました。

陳情第7号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

次に、議案の委員会付託については、議長説明のとおりということで、まだ説明受けていないですね。議長のほうから議案の付託委員会の説明をお願いいたします。

岩田議長。

○岩田議長 議案の付託委員会については、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま議長から説明がございました議案の委員会付託について、何か御質問はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議がないようですので、異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

次に、②の会期日程及び議事日程についてを議題とします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について、説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、会期日程及び議事日程について御説明をさせていただきます。

まず初めに、会期日程について御説明させていただきますので、お手元に配付の会期日程（案）をお開きください。

会期につきましては、2月13日から3月23日までの39日間としております。

初めに、2月13日につきましては、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、議案第1号から第24号までを一括上程、提案理由の説明、議案第1号から第6号については人事案件であることから、質疑、討論、採決を行い、議案第7号から第24号について、議案内容の説明となります。

一般質問につきましては、3日間としまして、2月16日に5名、17日に5名、21日に4名でお願いしたいと思います。また、2月16日の正午は、総括質疑、大綱的質疑の締切と

なります。

次に、2月24日につきましては、議案第7号から第18号について、大綱的質疑の後、常任委員会付託。議案第19号から第24号の当初予算の議案については、総括質疑を行い、予算審査特別委員会を設置し、特別委員会付託となります。

次に、2月27日、28日、3月1日までにつきましては、各常任委員会の開催。

3月3日、7日、9日及び13日につきましては、予算審査特別委員会の開催。

最終日を3月23日とし、各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果の報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

以上が会期日程（案）となります。

次に、議事日程（案）ですが、お手元に配付の議事日程（案）の資料を御覧いただきたいと思います。

日程第1、議席の一部変更から会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告、議案24件、請願1件、陳情1件及び一般質問となります。

説明は以上になります。

○伊藤委員長 ただいま説明のありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定しました。

議題の2に入る前に、少し休憩を取りますか。まだ続けてしまってよろしいですか。

これから議題の2といたしまして、その他になりますが、その他の中の。

岩田議長。

○岩田議長 予算審査特別委員会は、委員の確認はここでなくていいのですか。

○伊藤委員長 それでは、タブレットのほうに予算審査特別委員会委員及び日程（案）ということで、日程につきましては先ほど決定しておりますので、委員のメンバーだけ確認いただいて、その部分について、何か特段ございましたら御意見を頂きたいと思います。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 皆さん確認していただいて、会派等の方に。また、この後、全協で報告がございしますが。これは旧年メンバー。

以前の議会運営委員会で、決算の人が行う、それに加えて監査委員が加わるということが決定しておりますので、この場では確認ということでよろしくお願いたします。

それでは、まだ時間が40分しか経過しておりませんので、ある程度の時間になったら休憩を入れたいと思いますが、このまま続けて、議題の2、その他についてを議題とします。

前回の議会運営委員会でもいろいろ協議したのですけれども、なかなか思うような結果が出てきておりません。オンラインによる委員会開催の協議を前回に引き続いて、この場で行って、今まで協議した中で、ちょっと整理させていただきますと、3月議会でどうにかできないかという意見もございましたが、いろいろ勉強会等で勉強した結果、そんなに、えいや、で決めてしまうことはちょっと難しいのではないかというような意見もございません。

そういった中で、今後、3月議会で改正となりますと、もう来週が初日ですので、その辺を踏まえて、議会運営委員会のこのオンライン委員会について、こういった形で残すなり何なりを決めていくのかどうか、御協議をお願いしたいと思います。

それでは、オンライン委員会についての御意見をお伺いしたいと思います。

平田委員。

○平田委員 前回も申し上げましたけれども、何人かの方がやはり同じように思っているのかもしれない、話が決まったのか決まっていなかったのか、行きつ戻りつするというので。3回前の議運で決めたこと、それは全協に報告してあること、なるべく私たちの会期中にやれるところまではやって、できればここで決めたいというのが報告としてあった。その前のときの決定したみんなの思いというのと、その後の勉強会の後の思いというのは、全く違うところに話が変わってしまっているという思いの方もいらっしゃるのですね。

そこをきちっと、何を決めたね、いつにはここまでやろうと決めたね、いつにはこんな意見でまとまったねというのを段階的にきちんと整理して出していただかないと、言った者勝ちみたいに、後で何とでも言えるみたいな、そういう状況ではよくないと思うので、それを確認していただきたいと思います。その上に議論を積み重ねていくとしないと、この間の勉強会の後の話というのは、物事が前に進む話ではなくて、戻そう戻そうというので、それを議論しただけで終わってしまいましたので、お願いします。時間を無駄にしないので。

○伊藤委員長 ほかの御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 この間、議運の勉強会の後の話合いで、結局どういうことが宿題として出たのかがよく分からないなと思ったのですけれども。まだ多分、議事録もできていないと思うのですけれども、平田委員と同じで、何をこの間で考えてこななければいけなかったのかというのが分からないままなのですけれども。

○伊藤委員長 ほかに何かございますか。

ないようでしたら、まずは、オンライン委員会を開催する目的がはっきり決まっていなくて、それが問題だと思うのです。どういう場合という、その場合が、皆さんで考え

方がいろいろございまして、そこが決まらないから、話が行ったり来たりしてしまっているのかなと委員長としては感じております。

限定的に、本当にそういう状況の場合にオンライン委員会を開くのか、それとも欠席事由に当たる者も参加できるのであれば、できるようにしてあげるのかというような、その目的がはっきり、この委員の中で統一した見解が出てきていないという状況が一番の問題ではないかなと考えています。

平田委員。

○平田委員 前回、確かにそういうことをみんなが資料を見たりして、どういうパターンがいいか考えていきましょうというのが多分、宿題だったと思うので。それで、どういふふうに進めましたねとか、そういうことよりも、それも早く進めて、みんなで討議する時間にしてほしいのですよね。

それで、途中から、時期が早過ぎるとか、会期が終わって改選後でいいとかという話にもう戻らないように。決まったことは決まったことの上に、この間の宿題はどうでしたかというところから始めたらいいのではないかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

まず、オンライン委員会を開く目的がはっきり明記されて、それに対して、それはどうしていかなければいけないというふうにならないと。

平田委員。

○平田委員 今、委員長が繰り返し繰り返し、目的が目的がおっしゃって。目的をどうしたらいいか、みんなに聞いていただきたいと思います。そういう何回も繰り返される時間が。目的を決めなければいけないということは、みんな共通認識ですから。では皆さんどう思いましたかと、宿題を出しましたよねというところで、早く、前ぶれみたいなのがかりがすごく長くて。本題に入っていただきたいのです。

○伊藤委員長 それでは、目的。どういった場合にオンライン会議を開催すべきというような御意見、皆さんもう固まっていると思いますので、斉藤副委員長から御意見をお伺いしたいと思います。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 これ前にも何回も、皆さんから目的についてお話がたしかあったように私は捉えているのですけれども。私個人では、3月議会で始めるのか、それを次期のメンバーでまた話し合うのかということ。だから3月議会で全て目的を達成するということは、日程的に考えても不可能だと私は思うのです。

ですので、何回も私も意見を述べさせていただいたと思うのですけれども、最終的な目的については、取手市議会がやっているようなことも踏まえて、これから議員の皆さんで協議していかないといけないと思うのですけれども、取りあえず、それは3月には間に合わないと思うので、3月にもし間に合うように条例改正なりするのであれば、事務局から

出していただいた案の目的が、少なくともそれであれば不可能なことではないかなとは思っています。

以上です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 最終目的と、3月までにできるかできないかは分けて考えればよろしいかと思えます。

最終目的で言えば、我々、もう何回も何回も言っていますけれども、わざわざ北海道まで行って勉強してきました。物見遊山に行ってきたわけではないのですよ。最終的には、議員構成のメンバーだけではなくて、その会議に都度都度出席するメンバーの多様性を担保するためのオンライン会議だということ、やはり欠席事由も含めて、基本的には包括するようなところ、最終目標としてはそれを持っていく。それに向けて協議をしていくと。3月までに終われるかというのは、別問題という認識であります。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 目的は、感染症対策とかのみでなく、幅広い人が、いろいろな事情を抱えていても参加できるようにという目的でオンライン委員会を開いたらいいと思えます。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 私も今の徳本委員と同じ意見です。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 先ほどの徳本、岡田委員と大体同じ意見です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私も意見としては、皆さんが今、徳本さん、岡田さん、和田さんが言っているように、そのような形でいいと思うのですけれども。

ただ、出産とか病気とか災害とか、いろいろな事案があるので、やれるところからということ的前提にすれば、全部やろうとすると、これは無理かもしれないので。事務局案のやれるところからということで私はいいいと思えます。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 私も最終的には、幅広いものでいいと思えます。たしかこの間、とにかく協議会を開いてやってみてはという案も、どなたかからあったと思うので、とにかくやってみるということは大事だし。それから、一足飛びに全部の欠席事由までくめると、全部の体制が整わなくてはスタートできないということにもなりますので。取りあえずは間口を設けておくということで、災害とか緊急時は開けるようにするというような形。

だから、A、B、Cと三つありましたよね。その中のAにするのか、Bにするのか、Cにするのか、そこを協議して、取りあえずできる体制は整えておくというふうにしたらどうかと思えます。

そのさらなる議論については、引き継ぎができるように持っていけたらいいのではないかなと思います。

○伊藤委員長 今、皆さんの御意見をお伺いしたところ、目的の部分においては、欠席事由等も含めて、出られない人もオンラインであれば参加できるという方法がいいのではないかなという意見が多かったように思います。となると、その目的を達成するための協議をしていかなければいけません。

ということで、今、柴田委員のほうからも意見がございましたが、一度、議会運営委員会の協議会をオンラインで開催してみてもどうかという気持ちでいるのですが、委員の皆さんのお考えをお伺いしたいと思います。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 まずはやってみるということは大事なことだと思いますので、協議会という形で開催したらどうかと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 質問ですけれども、どこの場所で私たちがやるのかということと、それから事務局のほうの、この部屋だどこまでできて、この部屋だどこまでできないというのも鑑みて、どういう形でオンラインのお試しをやってみるのかというのを決めていただけたらと思います。自宅でやるのか、会派の部屋でやるのかによっても、また条件が違う人もいらっしゃるし。

○伊藤委員長 協議会ですので、委員会室と会派の部屋に何人かいてというような状況でないと、何かあったときに、またこちらに来てもらって協議するとか。今、機材がどこまであるかというのを事務局のほうに確認していただいておりますので、オンラインの協議会を開催するということが決まれば、その方法を皆さんにお示しすることは、こういう形で、こういうカメラでというような状況を示せると思いますが、その辺でよろしいですか。

○平田委員 はい、結構です。

○伊藤委員長 そういった形で、オンライン協議会を開催するというところで話を進めてよろしいですか。

岩田議長。

○岩田議長 目的のところになるのですけれども、この前、事務局長が説明したように、総務省の通知は、あくまでもコロナ等の非常事態を想定していて、出産、育児、介護、疾病等々、個人事情は想定しないということなので。要は、まず白井市議会では、やむを得ない事情を認めるのかどうか。目的になりますけれども。

それによって、非常時に全員がオンラインでやることは、全員協議会でもやっていますし、可能だと思うのですね。そうではなくて、やむを得ない事情によって、1人2人が例えば自宅とか田舎であるとか病院等からリモートの参加する場合、どちらを想定するのですか。取りあえず全員であれば、多分できると思うのですけれども、やむを得ない事情

で参加する場合、どちらを想定してやるかということ、まず協議会をする前に決めておいてもらえればと思います。

○伊藤委員長 先ほどの皆さんの御意見をお伺いしますと、幅広くオンライン委員会に参加できるような形がいいという意見が多うございましたので、それが可能かどうかを含めて、協議会のほうでのオンライン協議会を実施してみたいと考えておりますが。皆さん、それでよろしいですか。

それをやってみた後、その目的については、その協議会を行った後、また詰めていくというような形にならないと。やってみて、どうだったという検証が出てくると思うのですね。その場合、目的に沿った協議会になるか、協議会の中でその目的を達成するためには、もっと何が必要なのかとか、いろいろ出てくると思いますので。それを含めて協議会を実施して、また進めるといふ形になると思うのですけれども。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 今、委員長がおっしゃった順番でいいと思います。やってみないとどの範囲かというのは分からないので。それで、岩田議長がおっしゃったように、必ずそれを検証した上で、そこを決めるといふ、この順番でいいと思います。

○伊藤委員長 幅広くやるとなると、出産、介護等々の欠席事由の関係と、この委員会との関係とか、そういったことも全然協議していないので、それもまた今後していけないと思うのですね。

それとあと、いろいろな議会でいろいろオンライン委員会をやっていますけれども、皆さん、中身は多少ずつ違うのですよね。そういったことも、細かいところを協議していくとなると、そう簡単には協議は整わないというのが私の認識なのですけれども。とにかく、議会運営委員会のオンライン協議会を開催して、一度やってみて、また協議を進めるといふ形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ということでよければ、そのオンライン協議会の日程を考えていただきたいのですが。やってみる日程を。日程表ももう配られておりますので、この中で。

事務局はどうですか。いつ頃なら、どうのこうのというのはありますか。見ると、一般質問が終わった22日とかが空いていますよね。2月22日。何か入っていますか。予算委員の方はちょっと厳しいですか。

○平田委員 だけど前後に休みが入っているし、前後に休みが取れたら予算をちょっと読んだりする人もあるかなと思います。

○伊藤委員長 その2月22日にできないとなると、今度は予算審査の終わった頃になってしまうと思いますので。そうすると、3月の議会中に何なりのまとめを出していくという形になると、どうなのかなという考え方もあるのですけれども。

影山委員。

○影山委員 いろいろなパターンをとすることは、その分の回数だけ。例えば、作ってくれた資料に基づけば、一部と完全オンラインがあつて、しかも、その一部のパターンが2パターンに分かれているので、最低でもパターンに即して3回はやったほうがいいということになるでしょうか。

○伊藤委員長 完全オンライン委員会というのは想定に入っているのですか。

事務局長。

○永井議会事務局長 オンライン委員会のやり方としては、3パターンお示しさせていただいたように、完全オンラインか一部か。一部の中には、進行役がオンラインかそうでないかという2パターンということで。やっていこうとすると、両方、準備は必要になると思います。

ただ、一度、全員協議会のほうは、全員オンラインというのはやっておりますので、全員が参加する会議が開けるということは確認できていると思います。

ただ、委員会として運用していくときに、何か要ることがあるかないかということの確認は恐らく必要になるから、一回やってみる必要があるかとは思っています。例えば採決だとか、そういったことは一度やってみないと、オンラインで会議が開けるから、委員会が成立するかどうかというのは、また運用の部分を少し見ていく部分があるかなとは感じているところでございます。

○伊藤委員長 今聞いたように、理論的には可能なのですけれども、実質的には、全協でオンラインでやったときも、議長は役所に当然来られていて、それで事務局はいて、会議が成り立っていたのだと思うのです。ですから、オンライン委員会を開催するときに、全員のオンライン、本当にそういうものが想定されるのかということ、私の考えている中では想定が出てこないのですけれども。

○柴田委員 逆にね。

○伊藤委員長 逆に。どういった場合、全員オンラインで委員会を開かなければいけないかというような、そういう想定はできないのですけれども。

平田委員。

○平田委員 コロナが感染するではなくて、大津市議会の場合は、建物に入れなかったのです、議場に。そういった場合はオンラインで会議をするしかなかったということが、コロナの一番出始めの、要するに庁舎が閉鎖されてしまったために、誰一人事務局にも行けないし、中に入れなかったのです。そういう想定はあります。白井市がそれになるかどうかは分かりませんが、やった事実はあります。

○伊藤委員長 そのときに、正式な委員会を開催する必要があるかという話になってしまうと思うのですね。

平田委員。

○平田委員 例えば予算を決めるとか。全部、後の報告で、議会が何もチェックしないで、だらだら、だらだら、予算も後からの報告でいいのかという問題も。白井市議会としては、なるべく専決処分はしないで、臨時議会を開いてでも出てきますと言っているような姿勢があるわけですから。

○伊藤委員長 役所に入れないということは、予算も通らないのですよ。役所に入れないということは、議会がもう機能していないし、執行部も動いていないわけですから。そのときに、ほかのものが動くというような想定は、考えられないと私は思うのですけれども。ですから、全員がオンラインでやらなければいけない委員会が想定されるかということ、私の頭では想定されないのですよね。

ですから、その想定されないものを協議していくことは、どうかなと考えているのですけれども、委員の皆さんはいかがでしょうか。

血脇副議長。

○血脇副議長 いろいろなものが想定されると思うのですけれども、今ここで、皆さん、一度協議会でオンラインでやってみましょうということで概ね固まっているのかなど。委員長が先ほど言ったのですけれども、オンラインでやるのだけれども、情報をいろいろ取ったりするために、自宅ではなくて、ここの会派室ですとか、そういうところでやってみようというような話だったのかなど捉えました。

一度、この協議会というやつを1名ないし2名が会派室にいて、やってみて、どのように画面上に映し出されるのか、スクリーンに映し出されるのか。これは委員会ですから、ライブの中継ですとか、そういうものも含まれてきます。ですから一度、協議会という形で、1名ないし2名がその自席におられない、オンラインで参加してやってみて、どのような形で複数名が入れるのか。あるいは、複数になると、これはちょっと問題ありだろうとか、そういうところが見えてくると思うのです。

取りあえず一度、一、二名の不在者がいる中でオンラインをやってみて、どのように映っているかとか、そういうものの確認作業をしたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、1時間が過ぎましたので、ここで休憩を入れさせていただきます。15分まで休憩といたします。

[休憩 11時04分 再開 11時15分]

○伊藤委員長 会議を再開いたします。

岩田議長。

○岩田議長 オンライン委員会のことなのですけれども、富里ではもう委員会条例を改正しまして、いつでもオンライン会議が開けるようになっていきます。富里は非常時のみを想

定していますので、やむを得ない事情は想定していません。それから、印西市議会のほうでは、今、3月議会に委員会条例改正に向けて協議を進めていますけれども、印西市議会も同じように、コロナとかの非常時であって、やむを得ない事情は認めておりません。

白井市議会は、取手と同じように、やむを得ない事情をどうするかというのがこれからの課題になると思いますけれども。実は今日、午後ある全員協議会の中で、もちろん委員会は委員会で協議会をしてもらって、いろいろなパターンを試験的にやってもらうことはぜひやっていただきたいと思うのですけれども。今日の午後の全協の中で、一部。全員オンラインでやることはもう何回もテストしていますから。前回のときは、中委員会室で議長が正面にいて、スクリーンを置いて、事務局がいて、それから執行部、総務部長、総務課長がいて、全員協議会で全員オンラインでやったことはあるのです。それは可能なわけです。

今日の午後テストするのは、一部の議員がほかから参加する。1人の議員がやむを得ない事情によって、例えば自宅とか田舎から参加するということを想定して、ちょっと実験的なことを今日の午後やろうと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○伊藤委員長 それは、全協においては、先週でしたか、議会運営委員会のほうで、委員会以外のものについてはオンラインを認めるという決定をしたことに伴って、議長のほうで行うということです。

○柴田委員 それは知らなかったけれども。

○伊藤委員長 私も今聞きました。

○柴田委員 一部議員って誰になるのか全然分からない。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 この前は全員協議会をオンラインでやりました。今日はまだ試験的ですから、一部議員ではなくて、何が起こるか分からないので、事務局の職員を1人違うところに置いて、その1人が違ったところから参加するというテスト的なものを実験的にやってみようと考えています。

以上です。

○伊藤委員長 だそうです。先週、委員会以外での、格で言うのかどうか分かりませんが、正式な委員会より下の協議会とか、全協とかの会議については、オンラインを認めるという決定を下しておりますので。

○柴田委員 議会だよりも既に、決定も何もやっている。

○伊藤委員長 その辺がよく、どこをどういうふうにしたらいいか。議会だより編集会議ということなので、それは委員長の裁量でやられたのだと思いますが、議会運営委員会としては、正式な委員会以外をできるというようなことの中で、全協も含まれている理解でいいのだと思います。

平田委員。

○平田委員 議会だよりのときが、どういう経緯で決まったのか、どういう理由で決まったのか全く知らないで、明日の議会だよりの編集委員会は全員Z o o mでやりますというのがポンと来ただけなのですけれども。そういう前例で、できたという事実に関しては、皆様に、こういう根拠で既に関きましたということも御紹介しておいたらいいのではないかなと思います。根拠が分からないのですけれども、委員だった人が。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 全協は全協でやっていただくのは勝手なのですけれども、こちら今、議運としては、常任委員会などで、1人欠け、2人欠けの場合どうするかというのを協議会形式で試してやってみようという話なので、そのことを決めればいいのではないかなと思います。正式でない会議ではなく、正式の会議でどうするかということを今、議題にしているわけですから。

だから、今度いつやるのか、どういうパターンの会議ができそうかということとそのオンラインの協議会で試していけばどうかなと思います。

○伊藤委員長 それでは、先ほどもお話ししましたが、オンライン協議会を開催するという事は皆さん御承知いただけたと理解しておりますので、その日程と、こういったパターンをやってみたら、今後につながるかというような御意見をいただきたいと思っております。日付から行きますか。いつ開催したらいいかという日付から行きたいと思っております。御希望とか何かございましたらお願いいたします。

岡田委員。

○岡田委員 先ほど委員長がおっしゃった22日でいいかなと思いますけれども。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 22日という意見が出て、賛成という声も聞こえておりますが。22日で決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議会運営委員会のオンライン協議会を2月22日水曜日。時間は何時からがいいですか。

○永井議会事務局長 時間をどのぐらいかけるかによると思います。例えば午後でしたら、少し長めに、検証的なパターンをやるとなると、多分。

○伊藤委員長 時間をどうしたらいいかなという御意見なのですけれども。午後やったほうが、時間的には余裕があるのではないかな。またそうやってだらだらやるのはよくないから、午前中できちっと時間内でやる、いろいろな意見があると思います。

平田委員。

○平田委員 議会中ですから、どこかに旅行に行ったりとか遠出したりというのは皆さんなさらないと思いますし、この時間に関しては、執行部の準備が午前中でもできるのか、

午後にできるのか、その辺にもよると思うのですけれども、いかがでしょう。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 執行部を参加させるという。

○平田委員 ごめんなさい、事務局です。

○永井議会事務局長 事務局としては、特に10時でも1時半でも、それは変わりありません。

○伊藤委員長 時間はどちらがよろしいですか。10時か1時半。

○秋谷委員 午前中で終わるんだったら、10時。

○伊藤委員長 そんなには時間はかからないと思うので。

○平田委員 議題があって話し合うわけではなくて、通じるかどうかだけだから。

○伊藤委員長 通じた後、皆さんで意見を、何が大事かというのを話すことも大事なかなと思うのですけれども。10時と1時半。10時でいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、10時に決定させていただきます。

次に、どのパターンで行うかということなののですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 事務局が出してくれた資料にあるように、委員長が抜けてしまっている場合、それから普通の委員が抜けている場合。思いつくのは、そのパターンぐらいですか。どうですか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 自分としては、実は3パターン試したほうがいいかなと考えているところはあるのですけれども。

まず、会議が成立するかしないかというのは、一部混在型が今までやった事例がないので、それは、まず最優先的にやるべきだとは思っています。

全員オンラインにしたときに、全協としてはやった実績があるのですが、委員会としてやったときの段取りとして、進行上、同じような形でやれるかどうかの検証は、せっきくの機会なので、やっておいたほうがいいかなとは思っています。

以上です。

○伊藤委員長 前回、前々回か、事務局からスリーパターンがありますよねという、その三つを協議会で実験的にやるということなので、その三つを想定して進めるということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、事務局のほう、そのスリーパターンで予定を組んでいただきたいと思います。

○永井議会事務局長 分かりました。

○伊藤委員長 それでは、オンライン委員会についての協議は、今日はそこまででよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 あとは協議会を実施した後ということによろしいということで、議題2、その他についてのオンライン委員会については、これで終了とさせていただきます。

その他ですので、ほか、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次に、議長のほうから何かございますでしょうか。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局長から何かございますか。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 ほかにないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。終了いたします。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 3月 17日

議会運営委員長 伊藤 仁